

野 生 動 物 被 害 補 償 約 款

（補償対象とする作物）

第 1 条 この野生動物被害補償事業（以下「補償事業」という。）が補償対象とする作物は、水稻とします。

（加入要件）

第 2 条 この補償事業の加入要件は、当該年度に水稻を耕作し、農業保険法に基づく水稻共済の半相殺方式に 8 割補償（以下「水稻半相殺 8 割補償」という。）に一筆半損特約を付して（加入対象耕地数が 1 筆の場合を除く）加入しており、かつ別表に定める市町に住所を有する者とします。ただし、農会又は集落における水稻半相殺 8 割補償加入する者全員の全筆加入（農会又は集落単位一括加入）とします。

（加入手続き）

第 3 条 この補償事業に加入しようとするときは、農会の代表者名による加入申込書を当該年度の 6 月末日（特殊な事情がある場合を除く）までに、兵庫県農業共済組合（以下「組合」という。）に提出するものとします。

（補償対象とする事故）

第 4 条 この補償事業で支払対象とする事故は、シカ・イノシシなどの獣害のみとします。

（補償期間）

第 5 条 この補償事業による補償期間は、その地方における水稻栽培の通常の移植期（又は播種期）から、適期に刈り取る時期までとします。ただし、圃場における通常の乾燥期間中は、補償の対象とします。

（補償限度額）

第 6 条 この補償事業の補償限度額は、耕地ごとに当該年産の水稻半相殺 8 割補償における告示最高額（以下「キログラム当たり補償金額」という。）に、水稻半相殺 8 割補償の基準収穫量（以下「基準収量」という。）の 1 0 % を乗じて算出した額とします。

（加入者負担金）

第 7 条 この補償事業に係る加入者負担金は、水稻半相殺 8 割補償加入面積 1 アール当たり 1 0 円とします。

2 加入者負担金の納付は、農会単位一括納付とし、組合が指定する期日までに指定する金融機関に払い込むものとします。

（加入を取消する場合）

第 8 条 正当な理由がないのに加入者負担金の納付を遅延した場合は、加入を取消します。

（支払財源）

第 9 条 この補償事業の支払財源は、次の各号を合計した額とします。

- （1）前条の加入者負担金の額
- （2）兵庫県から補助金として支出される額（予算の範囲内で加入者負担金の 2 倍相当）
- （3）兵庫県JA系統から支援される額（県補助金の 5 0 % 相当）

（補償金を支払う場合）

第 10 条 この補償事業で補償金を支払う場合は、耕地ごとに獣害による減収量が当該年度の基準収量の 1 0 %（以下「不填補減収量」という。）を超えるときです。

（補償金を支払わない場合）

第 11 条 次の場合には、補償金を支払いません。

- （1）加入者が第 1 2 条（被害発生のお知らせ）の通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき
- （2）加入者が正当な理由がないのに、第 1 3 条（被害調査）の調査を妨げたとき

（被害発生のお知らせ）

第 12 条 加入者は、この補償事業に係る補償金の支払を受けるべき被害があると認めたときは、次の事項について遅滞なく組合に通知するものとします。

- （1）被害発生月日
- （2）被害を受けた耕地の地名地番
- （3）被害の状況
- （4）被害耕地の被害割合及び見込み収量

（被害調査）

第 13 条 組合は、前条の被害通知があった耕地の全てについて農作物共済損害評価要綱（平成 30 年 5 月 8 日付け 30 経営第 380 号農林水産省経営局長通知）の規定による農家申告採取調査を行うことができます。

（補償金の支払額）

第 14 条 この補償事業による補償金の支払額は、その耕地の減収量から不填補減収量を差引いたものにキログラム当たり補償金額を乗じて算出した額（ただし、補償限度額を限度）とします。なお、支払財源に不足が生じた場合は、不足相当額を補償金から削減します。

（補償金の支払時期）

第 15 条 組合は、補償金を 1 2 月末までに農会に一括して支払います。

（加入者負担金の精算）

第 16 条 毎年度、補償金を支払った後に支払財源に残金が生じたときは、全ての加入者に対して、加入者が負担した額に応じて還付します。

（共済関係の承継）

第 17 条 補償対象水稻について相続があった場合は、相続人が被相続人の有する権利義務を承継することができます。

（適用）

第 18 条 この約款は、令和 7 年産水稻から適用します。

野生動物被害補償制度の申し込み、お問い合わせはお近くのNOSAIの事務所へ